

中華人民共和國 増値税暫定条例

中華人民共和國國務院令 第 134 号、
1994 年 1 月 1 日施行

第一条 中華人民共和國の国内において物品を販売、加工、修理組立の役務を提供し、物品を購入する機関や個人は、増値税の納税義務者（以下「納税者」と略す）とし、本条例に基づいて増値税を納付しなければならない。

第二条 増値税の税率

- (一) 納税者が物品を販売または輸入する場合、この条の第(二)項、第(三)項に規定するものを除き、税率は 17%とする。
- (二) 納税者が下記の物品を販売または輸入する場合には、税率は 13%とする。
 - 1. 食糧、食用植物油
 - 2. 水道水、暖房、冷房、熱水、ガス、石油液化ガス、天然ガス、メタンガス、住民用石炭製品
 - 3. 図書、新聞、雑誌
 - 4. 飼料、化学肥料、農薬、農業機械、農業用プラスチック・フィルム
 - 5. 國務院の規定するその他の物品
- (三) 納税者が物品を輸出する場合には、税率は 0 とする。但し、國務院に別途規定がある場合を除く。
- (四) 納税者が加工、修理組立の役務（以下「課税役務」と略す）を提供する場合は、税率を 17%とする。税率の調整は、國務院が決定する。

第三条 納税者が、税率の異なる物品販売または課税役務の提供を行う場合には、税率の異なる物品または課税役務の売上高を区分して計算しなければならない。売上高を区分して計算しない場合には、高い税率から適用する。

第四条 本条例第十三条に規定する場合を除き、納税者が物品を販売、または課税役務の提供（以下「物品または課税役務の販売」と略す）を行う場合には、納税額は当期の売上税額から当期の仕入税額を控除した残額とする。納税額の計算公式は次のとおり。

$$\text{納税額} = \text{当期売上税額} - \text{当期仕入れ税額}$$

当期売上税額が当期仕入税額を下回り、控除するのに不足する時は、当該不足部分は翌期に繰り越して引き続き控除することができる。

第五条 納税者の物品または課税役務の販売は、売上高及び本条例の第二条に規定する税率で計算し、かつ購入者から受け取る増値税額は、これを売上税額とする。売上税額の計算公式は次のとおり。

$$\text{売上税額} = \text{売上高} \times \text{税率}$$

第六条 売上高は、納税者が物品または課税役務の販売により、購入者から受け取る代金の総額及び代金以外の費用とする。但し、受け取る売上税額は含まない。売上高は人民元で計算する。

納税者が外貨で売上高を決済する場合には、外国為替市場レートで人民元に換算して計算しなければならない。

第七条 納税者の物品または課税役務販売の価格が明らかに低く、かつ、正当な理由のない場合には、主管税務機関がその売上高を査定する。

第八条 納税者が物品を購入、または課税役務を利用する（以下、「物品または課税役務購入」と略す）場合には、支払い、または負担する増値税額は、これを仕入税額とする。

売上税額から控除することが認められる仕入税額は、この条の第三項に規定する場合を除き、次の各号に掲げる増値税額控除証憑に注記される増値税額に限る。

- (一) 仕入れ先から取得する増値税専用インボイス（専用發票）に注記される増値税額
- (二) 税関から取得する税金完納証憑に注記される増値税額

免税農業製品を購入する際に控除が認められる仕入税額は、購入価格及び10%の控除率に基づいて計算する。仕入税額の計算公式は次のとおり。

$$\text{仕入税額} = \text{購入価格} \times \text{控除率}$$

第九条 納税者が物品または課税役務を購入する場合において、規定に従って増値税額控除証憑を取得・保存していない、または増値税額控除証憑の規定に従って、増値税額及びその他の関連事項を注記していない場合には、その仕入税額は、売上税額から控除してはならない。

第十条 次の各号に掲げる仕入税額は、売上税額から控除してはならない。

- (一) 固定資産の購入
- (二) 非課税項目に使用される物品または課税役務の購入
- (三) 免税項目に使用される物品または課税役務の購入
- (四) 集団福祉または個人消費に使用される物品または課税役務の購入
- (五) 非正常損失である物品購入
- (六) 非正常損失である仕掛品、製品に使用された物品または課税役務の購入

第十一条 小規模納税者の物品または課税役務の販売は、簡易な方法により納税額を計算する。小規模納税者の基準は、財政部が規定する。

第十二条 小規模納税者の物品または課税役務販売の徴税率は、6%とする。徴税率の調整は、国務院が決定する。

第十三条 小規模納税者の物品または課税役務の販売は、売上高及び本条例第十二条に規定する徴税率に基づいて納税額を計算し、仕入税額を控除してはならない。納税額の計算公式は次のとおり。

$$\text{納税額} = \text{売上高} \times \text{徴税率}$$

売上高は、本条例の第六条、七条の規定に準じ、確定する。

第十四条 健全な会計計算がなされており、正確な税務資料を提供することのできる小規模納税者は、主管税務機関の承認を得て、小規模納税者とみなされることなく、本条例の関連規定に基づき納税額を計算することができる。

第十五条 納税者が物品を輸入する場合には、税計算構成価格及び本条例第二条に規定する税率に従って、納税額を計算し、いかなる税額も控除してはならない。税計算構成価格及び納税額の計算公式は次のとおり。

$$\text{税計算構成価格} = \text{関税課税価格} + \text{関税} + \text{消費税税額} = \text{税計算構成価格} \times \text{税率}$$

第十六条 次の各号の項目については、増徴税を免除する。

- (一) 農業生産者が販売する自家生産の農産物
- (二) 避妊薬品及び用具
- (三) 中古書籍
- (四) 科学研究、科学試験、教学に直接使用される輸入計測機器及び設備
- (五) 外国政府及び国際組織が無償で援助する輸入物資及び設備
- (六) 「来料加工」、「来件装束」、「補償貿易」において輸入を必要とする設備
- (七) 身体障害者組織が直接輸入する、身体障害者専用供する物品
- (八) 販売される自己が使用済みの物品

前項に規定するものを除き、増徴税の免税または減税項目は、國務院が規定する。いかなる地区部門も免税または減税項目を規定してはならない。

第十七条 納税者が免税または減税項目を取り扱う場合には、免税または減税項目の売上高をそれぞれ単独に計算しなければならない。売上高を単独に計算しない場合には、免税または減税してはならない。

第十八条 納税者の売上高が、財政部の規定する増徴税課税基準に達しない場合には、増徴税を免除する。

第十九条 増徴税の納税義務が発生する時期は、次のとおり。

- (一) 物品または課税役務の販売は、売上金の受領日、または売上金取立証憑を取得した日
- (二) 輸入貨物については、輸入通関手続きの日

第二十条 増徴税は税務機関が徴収し、輸入貨物の増徴税は税関が代理徴収する。個人が携帯または郵送して中国に持ち込まれる自己使用の物品の増徴税は、関税と共に計算・徴収する。具体的な方法については、國務院関税税則委員会が関連部門と共に制定する。

第二十一条 納税者が物品または課税役務販売を行う場合は、購入者に対して増徴税専用インボイス（専用発票）を発行し、かつ、増徴税専用インボイス（専用発票）上に売上高及び売上税額をそれぞれ注記しなければならない。

下記事由のいずれかに該当し、インボイス(発票)を発行する必要がある場合には、通常のインボイス(発票)を発行し、増値税専用インボイス(専用発票)を発行してはならない。

- (一) 消費者に対する物品または課税役務の販売
- (二) 免税物品の販売
- (三) 小規模納税者の物品または課税役務の販売

第二十二条 増値税の納税場所は、次のとおり。

- (一) 固定業者は、その機構所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。本店と支店が同一の県(市)にない場合には、それぞれ各所在地の主管税務機関に申告納税しなければならない。国家税務総局またはそれが授権する税務機関の認可を経て、本店が一括して本店の所在地の主管税務機関で申告納税することができる。
- (二) 固定業者は、県(市)外において物品販売を行う場合には、その機構所在地の主管税務機関に対して、地外経営活動税込管理証明書の発行を申請し、その機構所在地の主管税務機関で申告納税しなければならない。その機構所在地の主管税務機関が発行する、地外経営活動税込管理証明書を所持せずに、県(市)外において物品または課税役務の販売を行った場合には、販売地の主管税務機関に申告納税しなければならない。販売地の主管税務機関に申告納税していない場合には、その機構所在地の主管税務機関が税金を追徴する。
- (三) 非固定業者の物品または課税役務の販売は、販売地の主管税務機関に申告納税しなければならない。
- (四) 物品を輸入する場合には、輸入者またはその代理人が通関地の税関に申告納税しなければならない。

第二十三条 増値税の課税期間は、それぞれ1日、3日、5日、10日、15日、または1ヵ月とする。納税者の具体的な課税期間は、主管税務局が納税者の納税額に応じてそれぞれ査定する。固定期間に従って納税できない場合には、その都度納税することができる。

納税者は、1ヵ月を一期として納税する場合には、期間満了の日から10日以内に申告納税する。1日、3日、5日、10日または15日を一期として納税する場合には、期間満了の日から5日以内に税金を仮納付し、翌月の1日から10日までに申告納税し、かつ、前月の納付税額を清算納付する。

第二十四条 納税者が、物品を輸入する場合には、税関が税金納付証を発行した翌日から7日以内に税金を納付しなければならない。

第二十五条 納税者の適用税率が0である物品を輸出する場合には、税関で輸出手続き後、輸出通関証等の関連証憑に基づいて、月ごとに税務機関に対して当該輸出貨物に関わる税額還付手続きを申請することができる。具体的な方法は、国家税務総局が規定する。

輸出貨物が、税額還付手続き後に返品または通関取消が生じた場合には、納税者は法に基づき還付済の税額を返還しなければならない。

第二十六条 増値税の徴収管理は、「中華人民共和国税収徴収管理法」及び本条例の 関連規定に基づき執行する。

第二十七条 外国投資企業及び外国企業に対する増値税の徴収は、全国人民代表大会常務委員会の関連規定に基づいて執行する。

第二十八条 本条例は財政部が解釈の責任を負い、実施細則は財政部が制定する。

第二十九条 本条例は、1994年1月1日から施行する。1984年9月18日に国務院が公布した「中華人民共和国増値税条例（草案）」と「中華人民共和国製品税条例（草案）」は、同時に廃止する。

注記:

中国内において、本増値税暫定条例の法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。